安全で安心な消費生活を目指して一

仙台市消費生活基本計画の概要

1 計画の目的

仙台市消費生活条例(平成 16 年 8 月施行)に基づき,市の消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,今後取り組むべき主な課題と施策の概要を明らかにすることを目的としています。

2 計画策定の経緯

仙台市では、昭和50年度に「仙台市民の消費生活をまもる条例」を制定・施行し、「消費者の権利保護、生活必需物資の安定供給、苦情の処理及び被害の救済等」のための施策を進めてきました。しかし、その後の社会経済の進展は、商品・サービスの新たな取引の方法を生み出し、消費者が直面する諸問題を複雑多様化させてきました。

このように消費生活を取り巻く環境が大きく変化したことから、平成13年度に「仙台市消費者支援基本計画」を策定し、その中で、「消費者被害防止・救済システムの整備」を掲げ、その一環として、平成16年に「仙台市民の消費生活をまもる条例」を全面改正し、「仙台市消費生活条例」を制定・施行したところです。この条例では、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市消費生活基本計画を定めることとしており、平成17年7月、仙台市消費生活審議会に「仙台市消費生活基本計画の在り方」を諮問し、翌18年1月の答申を経て基本計画策定に至りました。

3 計画期間

計画の期間は、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

4 計画の実施状況の公表

計画の実施状況については、毎年、検証・評価の上、公表します。

5 5 つの重要課題と主な取組事項

重要課題 消費生活の安全・安心の確保

現在、BSE(牛海綿状脳症)食品の偽装表示等の食品の問題や、悪質リフォーム、耐震偽装等の住まいの問題等、生活の根幹にかかわる安全に対する不安が社会的に高まっています。こうした不安を解消し、市民が安心して暮らせるよう、市として総合的に消費生活における安全・安心を確保するための取組を推進します。

主な取組事項

・リスクコミュニケーションなどによる「食品の安全性」の確保

消費者や事業者等などで幅広い情報や意見交換を行うこと等により、食品の 安全性を確保します。

・事業者への「消費者志向経営」の啓発

事業者に対し、消費者との信頼を構築する経営の取組についての啓発を行います。

・(仮称)「消費者の安全を守る連絡協議会」

弁護士会、司法書士会他の関係団体で、不適正な取引等に関する情報を共有 していきます。

・大地震等の災害時における対応

災害時等における悪質商法による消費者被害の未然防止・拡大防止のため、 情報提供・相談体制を整備します。

重要課題 消費者教育の充実

消費者の自立支援が明確化されたため、消費者教育の重要性が高まっており、 学校教育や社会教育を通した、体系化された消費者教育を行います。

主な取組事項

・学校への出前講座の拡充

インターネット、携帯電話等身近な問題について高校生等への出前講座を拡充します。

・家庭での消費者教育の支援

PTA、社会学級等に対して消費者トラブルに関する出前講座を行います。

・(仮称)「消費者啓発サポーター」

地域における消費者啓発の担い手となる人材を育成し、将来的に自主的な活動につながるよう支援します。

重要課題 消費者被害の未然防止・救済

消費者被害の未然防止のために、効果的な情報提供、様々な形での消費者相談の拡充を行い、ひとたび消費者被害が発生した場合には、あっせん、調停等により迅速な救済を行います。

主な取組事項

・悪質商法追放モデル地域の選定・支援

地域における悪質商法による被害の防止を全市的に進めるために、先導的な モデル地域を選定し高齢者の見守り等に対する支援を行います。

・緊急相談窓口の設置、「移動相談」の実施

急激にトラブルが増加した問題に、関係機関と連携し即座に対応し、また、 センターに相談に来ることが困難な高齢者等のために地域に出向いて消費生 活相談を行います。

・「特別相談窓口」の拡充

弁護士会、司法書士会等関係機関と連携し、悪質商法、多重債務問題、成年 後見制度等に関する特別相談を充実します。

・あっせん、調停等による消費者被害の救済

消費者から事業者との取引に関して苦情相談があったときには、あっせん等を行い、解決が困難な場合等は調停による解決を図ります。

重要課題 消費生活における高齢者に対する支援

近年、増加している悪質な訪問販売等による高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者と接する機会が多い民生委員等に対し、消費者被害の内容とその防止等について啓発を行い、さらに高齢者を見守るためのネットワーク作り等を行います。

主な取組事項

・高齢者に対する消費者教育の拡充

町内会、老人クラブ等に対する、悪質商法や消費者被害に関する出前講座等 を拡充します。

・読みやすい啓発冊子の制作・配布

文字の大きさ等に配慮した読みやすい啓発冊子を、高齢者が容易に入手できるような施設へ配備します。

・後見等審判開始請求の取組

身寄りがない等の理由により成年後見制度の利用が困難な市民のために、市 長が申立てを行う取組を推進します。

重要課題 環境に配慮した消費生活の推進

環境に配慮した消費行動を支援していくために、本市では環境に配慮した商品・サービスを購入する消費者であるグリーンコンシューマーの育成等に重点的に取り組みます。

主な取組事項

・「グリーン購入」の推進

特定の商品分野について、環境配慮型商品と認める一定の基準を定め、その商品の目印になるマークの表示制度を市独自で設け、消費者にグリーン購入を呼びかけます。

・簡易包装の推進

「100 万人のごみ減量大作戦」の中で買い物時のマイバッグ持参を呼びかけます。

・消費者に対する環境教育・学習の推進

環境教育・学習指導者の育成、環境学習を支援する情報の提供を行います。